

# 令和7年度 展示見本市等出展支援事業補助金

## 展示会、見本市、商談会 等への出展経費を補助します

《国内》補助対象経費の2分の1で最大5万円

《国外》補助対象経費の2分の1で最大10万円

### 【補助対象経費】

#### (1) 国内での展示見本市等 (展示会、見本市、商談会等)

- ・小間料
- ・参加料

#### (2) 国外での展示見本市等

- ・小間料
- ・旅費
- ・小間装飾料
- ・運搬費
- ・PCR検査 (検体から直接病原体の遺伝子を検出するPCR法により調べる検査をいう。) 費用
- ・陰性証明書 (PCR検査等の検査結果の陰性を証明するものをいう。) 取得費用
- ・ビジネス渡航に必要な各国が求める健康証明書関係書類取得費用  
(詳細はウラ面をご覧ください。)

### 【補助金申請受付期間】

令和8年2月2日(月)～3月5日(木)

### 展示見本市等の例

- 《国内》 ◆NEW環境展 ◆FOOD STYLE Kyushu ◆健康フェア  
◆スーパー・マーケット・トレードショー  
◆関西機械要素技術展 ◆国際ホテル・レストラン・ショー など
- 《国外》 ◇SEMICON Taiwan  
◇Summer Fancy Food Show  
◇Food Expo Hong Kong など

<お問合せ先> 下関市役所産業振興部産業振興課

〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

TEL:083-232-7214

平日:8:30～12:00/13:00～17:15 (担当:花田・森)

## 【補助金の概要】

補助事業：補助対象者の製品等を、県外及び国外において、不特定多数の者に周知させるための展示会、見本市、商談会その他これらに類する催事に出展する事業

補助対象者：以下のいずれかに該当するもの

- (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）のうち、市内に本社を有し、市税の滞納がないもの
- (2) 市内産業の振興を目的として設立された組合、団体等で次のアからエまでに掲げる要件を満たすもの
  - ア 市内に主たる事務所を有していること。
  - イ 市税の滞納がないこと。
  - ウ 規則又は会則を有し、代表者を置いていること。
  - エ 繼続的に活動を行っていること。

補助金の額；以下のとおり

- (1) 国内で開催される展示見本市等補助対象経費の額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は5万円のいずれか低い額
- (2) 国外で開催される展示見本市等補助対象経費の額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額

※予算の範囲内において補助金の交付を決定しますので、申請額が予算を超えた場合は、按分にて交付金額を決定します。

## 【申請の流れ】

